

## 【件名】 アルジェリア滞在許可等の有効期間延長

### 【ポイント】

● アルジェリア外務省より、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を目的としたアルジェリア当局による例外的かつ一時的措置の一環として、現在実施されている封鎖措置期間及び国境閉鎖期間中に有効期間が切れる全ての滞在許可（滞在期間延長、滞在許可証申請受理証、査証及び査証更新）について、全ての封鎖措置が解除されるまで行政上の手続きを取ることなく自動的に有効期間が延長される旨通報がありました。

アルジェリア国内では、5月28日付の緊急領事メールでお知らせしたとおり、6月13日まで以下の封鎖措置が取られていますので、皆様におかれましては、最新情報を収集するとともに、感染予防に努めてください。

1 サイダ県、ティンドーフ県、タマンラセット県、イリジ県の封鎖措置を全面解除。

2 以下の県については5月30日から更に15日間延長し6月13日までとする。

（1）アルジェ県を含む16県（※印参照）の一部封鎖。17時から翌朝7時までの外出禁止。 ※アルジェ県、オラン県、ベジャイア県、セティフ県、ブリダ県、ティジウズ県、ティパザ県、トレムセン県、アイン・デフラ県、バトナ県、ティアレット県、シディ・ベラベス県、コンスタンティーヌ県、アンナバ県、ボルジ・ブ・アレリジ県及びメデア県

（2）上記以外の全ての県の一部封鎖。19時から翌朝7時までの外出禁止。

### 【参考リンク】

●アルジェリア保健省HP新型コロナウイルス関連情報

<http://www.sante.gov.dz/coronavirus/coronavirus-2019.html>

●当館HP新型コロナウイルス関連情報

<https://www.dz.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.html>

●外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

（問い合わせ先）

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin El Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)21 91 20 04 FAX：+213 (0)21 91 20 46

メール：[eal-mm@al.mofa.go.jp](mailto:eal-mm@al.mofa.go.jp)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>